



担 当	いわき労働基準監督署
	副 署 長 馬場 正博
	第一方面主任監督官 松尾 佑輔
	電話0246 23 2255

労働安全衛生法違反及び労働基準法違反被疑事件を書類送検

～必要な安全対策を講じていない作業坑内で18歳未満の年少労働者を労働させた疑い～

いわき労働基準監督署（署長 針生達矢）は、作業坑内の崩落による死亡災害の発生に際し、本日、株式会社我妻組、同社職長及び同社工事部長を、労働安全衛生法違反及び労働基準法違反の疑いで、福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。

記

1 被疑者

労働安全衛生法違反に関して

ア 株式会社我妻組^{わがつまぐみ}

（本社：山形県米沢市成島2丁目1番30号、業種：建設業）

イ 同社 職長 A（39歳・男性）

労働基準法違反に関して

ア 株式会社我妻組^{わがつまぐみ}

（本社：山形県米沢市成島2丁目1番30号、業種：建設業）

イ 同社 工事部長 B（48歳・男性）

2 事件の概要

令和4年8月3日、いわき市常磐岩ヶ岡町に所在するガス会社のガス充填場において、株式会社我妻組に所属する労働者4名が、平成23年3月に発生した東日本大震災によって地盤が沈下した箇所の修正工事を行うため、ガス充填場の地下を掘削し作業坑を建設する作業を行っていたところ、建物基礎下部の捨てコンクリート（ ）の一部が崩落し、作業員4名のうち1名（被災労働者C（当時満17歳））が土砂とともに生き埋めになり死亡するという労働災害が発生した。

株式会社我妻組の職長Aは、ずい道支保工等の適切な安全対策を取らずに被災労働者Cを作業坑内の掘削作業に従事させた疑い。

また、同会社の工事部長Bは、被災労働者Cが18歳未満であることを知りながら、18歳未満の労働が禁止されている坑内労働に従事させた疑い。

（ ）捨てコンクリートとは、建物基礎の更に下に敷かれるコンクリートで、建物基礎を建設する際の作業効率を上げる目的で打設されるもの。

3 違反条文（別紙1「関係法令」参照）

被疑者株式会社我妻組に関して

労働安全衛生法違反

同法第21条第1項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第384条（落盤等による危険の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

労働基準法違反

同法第63条（坑内労働の禁止）

同法第118条第1項（罰則）

同法第121条第1項（両罰）

被疑者Aに関して

労働安全衛生法違反

同法第21条第1項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第384条（落盤等による危険の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

被疑者Bに関して

労働基準法違反

同法第63条（坑内労働の禁止）

同法第118条第1項（罰則）

4 参考資料

別紙1 関係法令

別紙2 「災害発生状況概略図」

関係法令

(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生法第 21 条

事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(落盤等による危険の防止)

労働安全衛生規則第 384 条

事業者は、ずい道等の建設の作業を行なう場合において、落盤又は肌落ちにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、ずい道支保工を設け、ロックボルトを施し、浮石を落す等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(罰則)

労働安全衛生法第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 ……第 20 条から第 25 条まで、……の規定に違反した者

二～四 (略)

(両罰)

労働安全衛生法第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、……第 119 条……の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(坑内労働の禁止)

労働基準法第 63 条

使用者は、満 18 才に満たない者を坑内で労働させてはならない。

(罰則)

労働基準法第 118 条

……第 63 条……の規定に違反した者は、これを 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(両罰)

労働基準法第 121 条

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 (略)

災害発生状況概略図

別紙 2

< 断面図 > 作業坑内（ガス充填作業場の地下）の状況

